

災害時等における資機材レンタルの協力に関する
協定書

令和6年9月3日

滋 賀 県

株式会社アクティオ

災害時等における資機材レンタルの協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、滋賀県域において大規模災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲と乙が協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（レンタルの協力要請）

第2条 災害時等において、甲が資機材のレンタルを必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、可能な範囲において、資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第3条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- （1）別表に掲げる資機材
- （2）その他乙の業務の範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続）

第4条 甲は、第2条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し様式1により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、事後に要請様式を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第5条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

（資機材の搬入等）

第6条 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員等を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条および第6条の規定により乙がレンタルした資機材の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲または資機材の供給を受けた者が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタルおよび運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条の規定に基づき、甲または資機材の供給を受けた者が負担する費用は、乙の請求により甲または資機材の供給を受けた者が支払うものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額および支払方法等は、甲または資機材の供給を受けた者と乙とで協議のうえ、決定するものとする。

3 甲が第1項よる請求を受けた時は、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書にて報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(損害補償)

第10条 本協定に基づく業務に従事した者の負傷、疾病、障害または死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、甲乙協議の上、決定する。

(第三者への損害賠償責任)

第11条 乙は、本協定に基づく業務中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙が本協定に基づく業務の実施中に天災等自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第12条 甲および乙は、災害時等に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとし、また年度始め等に年1回を目途に相互の連絡体制を確認するものとする。

(情報交換)

第13条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制および資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第14条 本協定について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第15条 協定の有効期間は協定締結の日から令和7年3月31日までとする。以後、甲、乙のいずれかの申し出のない時は、本協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年9月3日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋 賀 県
知 事 三日月 大造 (署名)

乙 東京都中央区日本橋3-12-2朝日ビルディング7階
株式会社アクティオ
代表取締役社長 小沼 直人 (署名)

様式第1号（第4条関係）

資機材提供要請書

年 月 日

株式会社アクティオ 様

災害時等における資機材レンタルの協力に関する協定書第5条に基づき、次の資機材の提供を要請します。

資機材名	数量	規格	納入場所

担当者名：

連絡先：

別表（第3条関係）

<ul style="list-style-type: none"> ○スーパーハウス（1.0～4.5坪） ○コンテナ倉庫 ○発電機（2～3KVA） ○発電機（13～90KVA） ○発電機（100～400KVA） ○パソコン用発電機（0.9～2.8KVA） ○超低騒音発電機（25～60KVA） ○三電源仕様発電機（25～60KVA） ○電工ドラム ○エンジンコンプレッサー（25～100HP） ○水中ポンプ普通揚程（2～8吋） ○投光機（2灯式・4灯式） ○バルーン投光機（400W・1000W） ○簡易水洗トイレ ○車載用トイレ ○ユニバーサルハウス ○連棟型パネルユニットハウス ○シャワーユニット ○ポリローリタンク（500～2000ℓ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○クールミスト ○スポットクーラー ○移動式エアコン（12HP・25HP） ○ジェットヒーター ○ブライトヒーター ○ストーブ類（石油ストーブ・ファンヒーター・温風ヒーター） ○無線機 ○ダンプ（軽・2t・4t） ○トラック（軽・2t・4t） ○トラッククレーン付（2t・4t） ○散水車（2t・4t） ○ミニバックホー後方小旋回（0.03～0.2 m³） ○バックホー後方小旋回（0.25～0.7 m³） ○スタンドファン ○製氷機 ○ウォータークーラー
--	---